

静岡県告示第621号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年7月16日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年7月16日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	伊東大仁線	伊豆の国市田京字子持木 24番の1地先から	前	9.5~18.9	118.8
		伊豆の国市田京字宮ノ後 4番の4地先まで	後	10.6~22.8	118.8

=====

静岡県告示第622号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年7月16日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年7月16日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	船原西浦高原線	沼津市西浦古字字芦原 560番の2から	前	14.3~17.5	32.0
		沼津市西浦古字字芦原 560番の1まで	後	15.1~26.3	32.0

=====

静岡県告示第623号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示

する。

その関係図面は、令和3年7月16日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年7月16日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	豊田竜洋線	磐田市赤池字高見 239 番の2から	前	7.6~15.2	179.2
		磐田市赤池字高見 254 番の1まで	後	7.6~28.1	179.2